

第3節 公認会計士審査会

I 設置

公認会計士審査会（以下「審査会」という。）は、公認会計士等に対する懲戒処分に關し調査審議するため並びに公認会計士試験を行うため、公認会計士法第35条の規定に基づき金融庁に設置されている。

（注）公認会計士審査会は、「公認会計士制度の運営に関する重要事項」についても調査審議を行うこととされていたが、平成13年1月の審議会の統合等に伴い、「公認会計士制度の運営に関する重要事項の調査審議」については、「金融審議会（公認会計士制度部会）」に統合されている。

II 公認会計士審査会の組織

審査会は委員10人以内をもって組織され、審査会委員は、公認会計士に関する事項について理解と識見を有する者の中から内閣総理大臣によって任命されることとなっている。

会長は委員の中から互選により決定されることになっており、現会長は、片田哲也氏（株小松製作所取締役会長）である。

（注）公認会計士審査会委員は、「関係行政機関の職員及び公認会計士に関する事項について、理解と識見を有する者の中から任命する」とされていたが、平成13年1月の審議会の統合等に伴い、「関係行政機関の職員」が除かれることとなった。

平成13年5月31日現在の委員は次のとおり。

会長 片田 哲也 （株）小松製作所取締役会長
会長代理 三原 英孝 元証券取引等監視委員会委員
委員 加古 宜士 早稲田大学教授
 神崎 克郎 神戸大学名誉教授
 高橋 厚男 日本証券業協会副会長
 永嶋 久子 株資生堂常任顧問
 中地 宏 日本公認会計士協会会長
 中原 真 東京三菱銀行副頭取
 二村 敏子 帝京大学教授

平成12年7月1日以降13年5月31日までの公認会計士審査会委員の異動は、次のとおりである。

1. 審査会が大蔵省から金融庁に移置されたことに伴い、「関係行政機関の職員」として、平成12年7月31日付で乾 文男金融庁総務企画部長（当時）が任命

された。

2. 平成 12 年 9 月 27 日付をもって、片田哲也、三原英孝、加古宣士、神崎克郎、関 要、永嶋久子、中原 真、二村敏子の各委員が任期満了となつたが、各委員は、12 年 9 月 28 日付で再任された。
3. 中央省庁再編等に伴う改正法の施行に伴い、審査会委員から「関係行政機関の職員」が除かれることとなつたため、平成 13 年 1 月 5 日付で乾 文男委員は退任となつた。
4. 平成 13 年 3 月 21 日付で関 要委員が退任し、その後任として、高橋厚男日本証券業協会副会長が任命された。

II 公認会計士制度等に関する調査審議

1. 公認会計士監査のあり方については、公認会計士監査による適正なディスクロージャーの確保とともに公認会計士監査に対する国際的な信頼の向上を図ることが一層重要になってきていることを踏まえ、平成 11 年 4 月、審査会の下に「会計士監査に関するワーキンググループ」を設置し、公認会計士監査のあり方について幅広く検討を行い、同年 7 月、公認会計士監査のあり方についての主要な論点とその考え方の整理を公表している。
2. 審査会においては、上記の主要な論点のうち、監査制度に関する論点については「監査制度小委員会」、試験制度に関する論点については「試験制度に関する検討小グループ」を設置し、具体的・専門的な審議を行い、平成 12 年 6 月 29 日に論点整理等をそれぞれ公表した。
3. 平成 13 年 1 月以降は、金融審議会（公認会計士制度部会）において、更に公認会計士監査の充実強化等の観点から各論点につき検討を進めていくこととされた。

(注) 平成 13 年 1 月 29 日に開催された金融審議会の総会において、金融審議会に公認会計士制度部会を設置することの決定及び金融審議会会长に対して「公認会計士制度を取り巻く環境の変化を見据え、公認会計士監査の一層の充実強化及び環境の変化に適合した公認会計士制度の整備に向けて、公認会計士制度の改善に関する事項について、審議を求める。」との諮問がなされている。

IV 公認会計士試験の実施

1. 審査会は、平成 12 年度中に公認会計士試験（第一次試験、第二次試験（短答式及び論文式）、第三次試験（筆記及び口述））について、①試験委員の推薦、②試験の施行及びそれぞれの試験の合否決定を行つた。
2. 公認会計士試験の実施に当たり、試験委員が置かれ、問題の作成及び採点に当たっているが、平成 12 年度においては、第 1 次試験 8 名、第 2 次試験 36 名、第 3 次試験 22 名の試験委員が任命されている。